

青森県報

第九百七十三号

令和七年

十月一日

(水曜日)

目次

規則

○青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
が生活習慣病対策課……………一

○青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………
同……………一

告示

○ふるさと寄附金の指定納付受託者の指定……………
県産品販売・輸出促進課……………三

○ふるさと寄附金の収納事務の委託……………
同……………三

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定……………
構造政策課……………三

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………
西北農林水産事務所……………四

公安委員会

○青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………
警務課……………五

正誤

○令和三年十月十一日定例出先機関中……………
西北農林水産事務所……………六

規則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十九号

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年十二月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第一号様式)」を削り、同条第二項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第二号様式)」を削る。

第三条第一項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第三号様式)」を削り、同条第三項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第四号様式)」を削る。

第四条中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第五号様式)」を削る。

第五条第一項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第六号様式)」を削り、同条第三項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第七号様式)」を削り、同条第四項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「(第八号様式)」を削る。

第一号様式から第八号様式までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第五十号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第一号様式）」を削り、同条第二項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第一号様式の二）」を削る。

第四条第一項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第二号様式）」を削り、同条第三項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第二号様式の二）」を削り、同条第四項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第二号様式の三）」を削る。

第五条中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第三号様式）」を削る。

第六条第一項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第四号様式）」を削り、同条第三項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第四号様式の二）」を削り、同条第四項中「は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（第四号様式の三）」を削る。

第七条第一項中「第五号様式」を「第一号様式」に改め、同項第一号中「第六号様式」を「第二号様式」に改め、同項第二号中「第七号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「第八号様式」を「第四号様式」に改める。

第八条第一項中「第九号様式」を「第五号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第六号様式」に、「第八号様式」を「第四号様式」に改める。

第九条第三項中「第十一号様式」を「第七号様式」に改める。

第十条第二項中「第十一号様式」を「第七号様式」に改め、同条第三項中「第十二号様式」を「第八号様式」に改め、同条第六項中「第十三号様式」を「第九号様式」に改める。

第十一条第一項中「第十四号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十五号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三項中「第十六号様式」を「第十二号

様式」に改め、同条第四項中「第十七号様式」を「第十三号様式」に改める。

第十三条第一項中「第十八号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第二項中「第十九号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「第二十号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第四項中「第二十一号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十四条第一項中「第十五号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第二項中「第十六号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十六条中「第二十二号様式」を「第十八号様式」に改める。

第十七条中「第二十三号様式」を「第十九号様式」に改める。

第十八条第一項中「第十四号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十五号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三項中「第十六号様式」を「第十二号様式」に改め、同条第四項中「第十七号様式」を「第十三号様式」に改める。

第二十二条中「第二十四号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十三条第一項中「第二十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第二項中「第二十七号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第三項中「第二十八号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第二十四条第一項中「第二十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第二項中「第二十七号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第三項中「第二十八号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第二十五条第一項中「第二十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条第二項中「第二十七号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第三項中「第二十八号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第二十六条第一項中「第二十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条第二項中「第二十七号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条第三項中「第二十八号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第二十七条第一項中「第二十九号様式」を「第二十五号様式」に改め、同条第二項中「第三十号様式」を「第二十六号様式」に改める。

第二十八条第一項中「第三十一号様式」を「第二十七号様式」に改め、同条第二項中「第三十二号様式」を「第二十八号様式」に改める。

第二十九条第一項中「第三十三号様式」を「第二十九号様式」に改め、同条第二項中「第三十四号様式」を「第三十号様式」に改める。

第三十条中「第三十五号様式」を「第三十一号様式」に改める。

第一号様式から第四号様式の三までを削り、第五号様式を第一号様式とし、第六号

様式から第三十五号様式までを四様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定年月日

名 称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目二六の二〇	令和七・一〇・一
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目八の一	〃
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目一四の一	〃

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

あおもりふるさと寄附金

三 指定納付受託者に納付を委託することができる期間

令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百五号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間におけるふるさと寄附金の収納の事務を委託したので告示する。

令和七年十月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	住 所
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目二六の二〇

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和七年十月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	田	五、八三二

南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	田	二七〇
------------------------	---	-----

二 利用権の内容

農 地 の 区 分	利用権の内容
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	賃借権
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農 地 の 区 分	利用権の始期	存続期間
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	令和八年一月一日	五年
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	令和八年一月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	借賃に相当する補償金の額(円)
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	三四七、五〇〇
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	一六、〇〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農 地 の 区 分	所有者等に係る情報
-----------	-----------

南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の一	平成二十六年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西牡丹森二三一の二	平成二十六年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年十月一日

青森県西北農林水産事務所長 豊澤 順 造

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年 月 日
理 事	寺沢 廣	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原二四八	令和七・八・三就任
〃	三上 三樹	〃 大字鬼袋町字大柳五	〃
〃	兼平 昭光	〃 大字南金沢町字上高	〃
〃	佐藤 正幸	〃 根山一〇八の二 大字種里町字有原二	〃
〃	木村 広一	〃 四〇の一 〃 〃 一	〃
〃	吉川 隆	〃 四七の一 〃 〃 〃	〃
〃	佐藤 一義	〃 三九の一 〃 〃 〃	〃
〃	岩本 秋雄	〃 一一の二 〃 〃 〃	〃
〃	清野 清光	〃 二〇の一 〃 〃 〃	〃

[illegible]

兼平	文明	一四五の二	大字南金沢町字平塚	〃
佐藤	昭司	六五	大字種里町字有原二	〃

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月一日

青森県公安委員会委員長
横町俊明

青森県公安委員会規則第十三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（総務事務推進課） 第七条の三 総務事務推進課において は、次の事務をつかさどる。 〔一・二 略〕 三分課（機動捜査隊、運転免許 課、交通機動隊、高速道路交通警 察隊及び機動隊を除く。）の庶務	（総務事務推進課） 第七条の三 総務事務推進課において は、次の事務をつかさどる。 〔一・二 同上〕 三分課（機動捜査隊、交通規制 課、運転免許課、交通機動隊、高 速道路交通警察隊及び機動隊を除

の調整及び整理に関すること。 〔四・五 略〕 (交通規制課) 第十五条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。 〔一〕四 略 〔号を削る。〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。	く。)の庶務の調整及び整理に関すること。 〔四・五 同上〕 (交通規制課) 第十五条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。 〔一〕四 同上 五 交通規制課の庶務の整理に関すること。

附 則

この規則は、令和七年十月十四日から施行する。

正 誤

青森県西北農林水産事務所

発行年月日 発行番号	区 分	ページ	段	行	誤	正
令和三〇・二 第三七一号	出先機関	七	下	表中	吉川 隆	吉川 隆